

◎ 差別落書きとは

特定の個人やある集団に対して、差別や偏見に基づき、人の心を傷つけるような「差別語」や「差別表現」を用いた落書きを「差別落書き」といいます。

そのため「差別落書き」は、刑法の侮辱罪や名誉毀損罪の対象となる重大な犯罪です。「差別落書き」は、そのまま放置されれば、見た人に新たな差別意識を植えつけ、差別を助長する恐れがあります。

そのため、「差別落書き」を発見したり、通報を受けた場合は、次のような対応をお願いします。

「差別落書き」を発見したり、通報を受けたときは

1. 確認・保存

発見者（通報者）とともに現場を確認し、人目に触れないように落書きを隠してください。（勝手に消去したり処分しないでください。）
具体的には、落書きを紙で覆う、扉をロックする、使用禁止にするなどです。

2. 通報・連絡

速やかに、市人権・同和対策課に通報・連絡をお願いします。
市の指定管理の場合は、担当課にも連絡してください。
人権・同和対策課：電話（直通）72-0354
〔夜間及び休日（代表）72-1111〕

3. 記録

落書きの内容、現場の状況など、できる限り、正確・詳細に記録してください。（カメラ等の活用をお願いします。）
具体的には、①発見日時②発見者・通報者の連絡先③発見場所の詳細④内容⑤大きさなどです。

4. 被害届・処理・報告

- ①警察に、できる限り被害届（器物損壊）の提出をお願いします。
- ②関係者の現場確認、警察の現場検証が終了次第、人権・同和対策課に確認後、速やかに落書きを消去してください。
- ③処理結果を市人権・同和対策課に連絡をお願いします。

※発見者（通報者）等に直接お尋ねすることがありますので、ご協力をお願いします。